

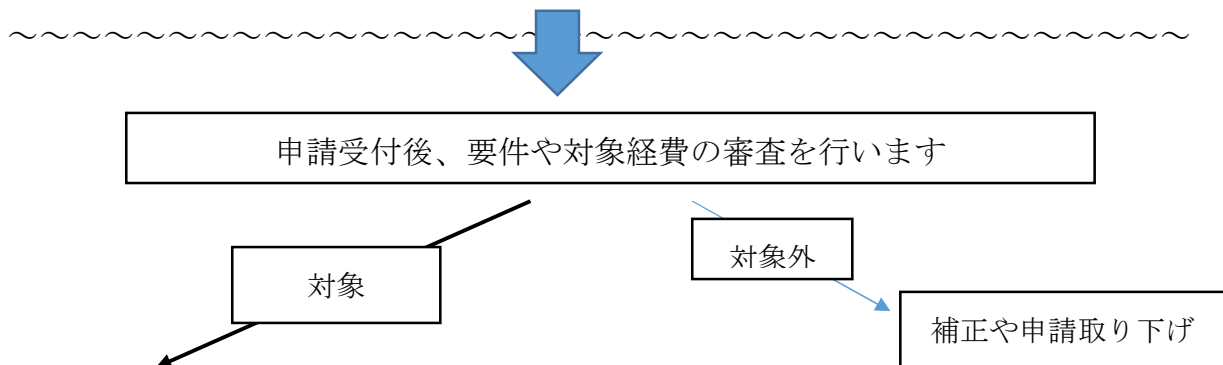
令和7年度宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金を申請される方へ

申請 令和7年8月4日（月）～令和7年8月29日（金）締め切り

【共同利用組合】補助事業申込時必要書類

○必要書類：以下の書類になりますが、共同利用組合の名称、代表者が必要になります。

- (1) 宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 機械等共同利用者一覧兼同意書（様式第3号）
- (4) 見積書(3社以上) 及びカタログ等（装置等の時は設計書、仕様書等）
* 見積書の宛名は組合名で、見積書の有効期限も記載のこと
- (5) 機械等の共同利用者全員の経営状況が分かる書類
* 申告書類（決算内訳等）、営農計画書、農家台帳などの写
- (6) 農業経営改善計画認定証又は青年等就農計画認定証（認定農業者が申請する場合に限る）
- (7) 事業主体の規約及び構成員名簿（法人の場合は会社登記簿も提出）
* 規約がない場合は、ひな形を参考に共同利用者で作成してください。
- (8) その他市長が必要と認める書類



【市から交付決定後】

○通帳および契約書の写しの提出が必要となります。（通帳開設、契約書締結）

○通 帳：共同利用組合の通帳を作成してください。

通帳名義：〇〇〇機械共同利用組合 代表 〇〇〇〇

* 利息が付かない口座で開設すること。

○契 約：最低価格の見積もり業者と機械納入（工事）契約の締結を行う。

（業者への発注行為になります。）

＊契約内容は見積書と同様の機械装置等（見積書の型番と同じもの）で、納入期限、支払いの期限等も記載のこと

○負担金徴収：共同利用する機械装置等の利用者負担金（規約に定める負担割合で）を利用者から個々に通帳に入金する。また、共済等への加入費用も同様に入金する。

＊支払いを口座振り込みされる場合は、手数料も必要になるのでその分も必要です。

【機械、装置等の納品後】

市の完了検査を受ける必要があります。市役所農政課に申し出を行ってください。

電話番号：32－1642（農政課直通）

○納入（完成）検査：市が機械装置等の納品（完了）後検査を行います。（検査前に使用は絶対しないこと）

なお、軽車両に該当する機械は市へ登録する必要があります。（ナンバープレート装着）また、共済（保険）の引き受けができる機械装置等は加入しておくこと。（証書を確認します。）

○業者への支払い：機械装置の納入業者への支払いを行う。

振り込みの場合は、振込依頼書。現金の時は領収書をとること

【実績報告】市へ事業の実績報告を行います。

○宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金実績報告書に以下の書類をつけて提出

- (1) 領収書または振込依頼書の写し及び請求明細書の写し
- (2) 竣工写真（全体写真（前、横、後ろから撮影）及び型番がわかる写真）
- (3) 共済証書等の写し（保険の引受ができる機械等に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

【補助金交付請求】市へ補助金の交付請求を行います。（実績報告と同時に）

○宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金交付請求書を農政課または支所へ提出します。

【補助金交付後】補助金の交付請求後、2～3週間後に口座に振り込まれます。

○補助金の清算：組合口座へ市からの補助金振込後、組合員へ清算

○財産台帳の作成：財産台帳への記載、必要書類の整備（使用簿等）

○毎年の経費：点検修理に係る費用や共済金は、毎年組合員から徴収し、この通帳で管理運営すること。

○税務申告：青色申告等における減価償却費の計上については、機械装置等から補助金額を差し引いた金額を利用組合員の持ち分で按分し計上すること。

○実績報告：購入後３年間は、利用者全員の実績を報告する必要があります。
利用者全員の申告書類（決算内訳等）、営農計画書、農家台帳などの写しを提出する必要があります。また、組合の通帳を確認します。

問い合わせ先

宇城市 農政課 農業経営係

直通：0964-32-1641